豊橋市図書館「知の伝道師」制度実施要領

１（趣旨）

　この要領は、豊橋市図書館（以下「図書館」という。）が行う情報発信等の取り組みに協力する豊橋市図書館「知の伝道師」（以下、知の伝道師という）の登録、活動等に関し、必要な事項を定めるものとする。

２（目的）

　図書館の「知と交流の創造拠点」としての機能を充実させるため、図書館外部の様々な分野の専門知識を持った人材（個人及び企業・団体）を知の伝道師として登録し、図書館の情報発信等の活動に連携して取り組むことで、幅広い知識・情報を地域で共有できるようにする。

３（登録要件）

　知の伝道師は、次の要件を全て備える者で、図書館が知の伝道師として登録した者とする。

1. 豊橋・東三河地域と関わりのある活動を行う個人・団体・企業（個人の場合は１８歳以上）で、図書館の活動に関心があること
2. 自己の業務や趣味などを通じ、地域住民に有益な知識や情報を持っていること
3. 図書館職員と連携して主体的に活動に参加できること

４（登録と登録期間）

　知の伝道師の登録を希望する者は、豊橋市図書館「知の伝道師」登録申込書を図書館に提出し、図書館は館長の決裁を経て登録するものとする。登録期間は、登録した年度の３月３１日までとし、以降、登録者、図書館のいずれからも登録取り消しの申し出がない場合は、翌年度の３月３１日まで登録期間を延長するものとする。

５（登録の取り消し等）

　知の伝道師が登録の辞退を申し出たとき、又は遵守事項を違反したとき、館長は、登録を取り消すことができる。

６（活動内容）

　知の伝道師は、図書館からの依頼に応じて次の活動を行う。ただし、登録した場合でも図書館から依頼がないこともある。

1. 趣味・職業等、得意分野を活かした講座やイベント等の実施
2. 図書館職員では提供できない専門的な知識や情報の発信
3. インターネットや全国誌には掲載されない、地域情報の発信や文化の伝承
4. その他図書館長が適当と認めたもの

７（遵守事項等）

　知の伝道師は、活動を行うにあたり、以下のことを遵守しなければならない。

1. 図書館職員の指示に従うこと
2. 知の伝道師としての活動は、図書館サービスの一環として行うものであり、公平、公正な立場を保つとともに、誠実な態度で臨むこと
3. 豊橋市図書館「知の伝道師」の名称は図書館から依頼した活動以外では使用しないこと
4. 活動中に知り得た個人情報に関する事項は、他に漏らしてはならない。また、活動終了後も同様とする。
5. 公序良俗に反する行為を行わないこと

８（必要物品等の提供）

　図書館は、活動に必要な施設、設備、機材及び用具などを可能な範囲で提供するものとする。

９（謝礼）

　知の伝道師としての活動は、原則、無償とする。

１０（その他）

　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。